



山梨

はじめて 古民家 を 探 し ま し た。

その古民家、探している人がいます。

やまなし空き古民家・レトロ建築バンクとは、売却・賃貸を希望する空き古民家等の情報を登録・公開し、空き古民家等の購入・賃借を希望する方へ情報提供する制度です。所有する空き古民家等の売却・賃貸をご検討されている方は、是非ご相談ください。

登録手順

1. まずは、建築士会または県へご相談ください。
2. 所有者立ち合いのもと、建築士が現地調査を行います。
3. 空き古民家等への要件適合を審査します。
4. 空き古民家等に該当する場合に登録されます。



空き古民家等とは？

古民家や古建築は、伝統的な技術や技能等により建築され、地域の歴史や風土、街並み景観等を形成する貴重な地域資源です。そのような貴重な地域資源である古民家等の利活用の促進を目的とする「やまなし空き古民家・レトロ建築バンク」に登録できる空き古民家等は、次の①から⑤に掲げる全ての要件を満たすものとします。

① 建物用途	空き家になる前の用途は、次のいずれかに該当するものであること		
	一 古民家	住宅、併用住宅、蔵・離れなど住宅に附属する建物等	
	二 その他の古建築	時代を反映し人々の記憶の中にある再生価値の高い建物等	
② 建築年代	原則として、建設後50年を経過したものであること		
③ 構造工法	次の項目のうち、いずれか一つに該当するものであること		
	一 木造	1) 伝統構法(※1)により建築された建物 (※1 建築基準法制定(1950年)前の構法)	
		2) 在来工法(※2)であって伝統的な建築技術、技能等により建築された建物 (※2 建築基準法制定(1950年)後の構法)	
		3) その他伝統的な建築技術、技能等又はこれと同等の建築技術等により建築された建物	
二 非木造	4) 伝統的な建築技術、技能等又はこれと同等の建築技術等により建築された建物		
④ 建物の特徴等	次の項目のうち、いずれか一つに該当するものであること		
	一 地域特性	1) 旧街道、門前町など市街地等を形成する建物等	
		2) 農村、山間集落等田園・山岳地域等を形成する建物等	
		3) 県内の地域・地区の気候風土に根付いた建物等	
		4) その他各地域・地区の歴史や周辺景観に調和した建物等	
	二 建物特性	形状	5) 養蚕、機織りなど地域産業の特色を有する建物等
		外観	6) 明治ハイカラ・大正ロマン・昭和レトロを彷彿させる建物等
			7) 看板建築等、特徴のある建物等
			8) 土間、かまど、続きの座敷等伝統的な内部空間を有する建物等
		内部	9) 洋風応接間等大正モダン、昭和レトロな特色を感じさせる建物等
			10) 大戸、格子戸、ガラス入り格子戸など木製建具が主に使われている建物等
11) 大黒柱、曲がり梁、吹き抜け天井等魅力的な空間を構成している建物等			
三	その他前各号に類する特性を有する建物		
⑤ 建物の状態等	空き家(今後空き家となる見込みのものを含む)等の建物の状態は、再生可能な状態であること		

空き古民家等に登録したい方(所有者等)

登録の手順についてはオモテ面をご覧ください。

<申請に必要な書類>

1. 古民家等調査依頼申請書(様式1)
 2. 所有者の確認ができるものの写し
(建物の登記事項証明書、直近の年度の固定資産税課税明細書又は固定資産税評価証明書)
 3. 申請物件の写真及び案内図
 4. 代理人による申請の場合は委任状
- ※様式はホームページからもダウンロードできます。

<提出先>

一般社団法人山梨県建築士会
〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1丁目14-19
山梨県建設業協同組合会館1階

TEL: 055-233-5414

E-mail: info@ykenchikushi.org

電子メール、郵送、持参のいずれかの方法により提出してください。

県広報番組「前進!やまなし」
でも紹介されました!



やまなし

<問い合わせ先>
山梨県 県土整備部 住宅対策室
TEL: 055-223-1731



やまなし

木を使う。 花粉症サヨナラ。



since 1991

山梨県産材普及
トレードキャラクター

モックン

「やまなしの木を使って花粉を減らそう」
キャンペーン実施中!!!

山梨県林政部

山梨県の花粉発生源対策

◆どうして山梨県で花粉発生源対策を進めるのか？

スギ・ヒノキ林が7.4万ha(東京23区の1.2倍)あり、
大量の花粉が東京圏に到達しているためです。



花粉の少ない苗木を使用

◆どのような対策を実施しているのか？

- ① 伐採した木が使われるよう木材の利用を拡大します！
- ② スギ・ヒノキ林の伐採、花粉の少ない苗木への植替えを加速します！
- ③ 伐採や植栽の担い手の確保・育成を進めます！

木材を利用することが、花粉の減少につながります。

木材活用事例



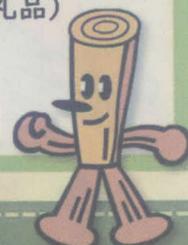
身延中学校



介護施設(社会福祉法人泉茅会・甲斐市内)



食器(ふるさと納税返礼品)



モックん
県産材普及
トレードキャラクター

【山梨県の花粉発生源対策に関するお問い合わせはこちら】

山梨県庁林政部

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

◆ 伐採・植替えに関すること

: 森林整備課 055-223-1646

◆ 木材利用・担い手に関すること

: 林業振興課 055-223-1653



山梨県公式YouTubeチャンネル  公開中!

富士山噴火からは 徒歩避難

溶岩流の
流れ方を再現!?

富士山噴火からの「徒歩避難」ってなに?
噴火現象を学ぼう



徒歩避難に重要な
ポイントって!?



このポーズは
一体・・・!?



こうだ!

もし、富士山が噴火したら、
どのように避難すればよいのか?
わかりやすい動画を作ってみました!

Youtubeへのリンク
<https://youtu.be/zq-iyY-6yZ0>

実際に溶岩流が流れた場所などで、火山専門家の富士山科学研究所の研究者や、地域をよく知る富士吉田市役所と富士河口湖町の職員さん、地元の三浦実夏アナウンサーが出演し、徒歩避難のポイントについて解説しています。ぜひ、ご覧ください。

お問い合わせ先： 山梨県 防災局 火山防災対策室
電話 0555-24-9036



。を考ひあひお諸回ノ型ひお露師、お字お造木式バ右工善コ請火目る平るる味別
 鋭日更露は露、バ右ハ露ひ草基露師、ひもコ五姑の志草基露師の目る平るる味別
 。を考ひあひお諸回ノ型ひお露師、お字お造木式バ右工善コ請火目る平るる味別
 非露、ひもコ五姑の志草基露師の目る平るる味別
 【補助制度が利用できる木造住宅】
 の条件に全て該当する木造住宅が補助を利用することができます。

わ

大

が

丈

家

夫

は



あなたの家は、大丈夫ですか？

昭和56年5月以前に着工された木造住宅は、耐震性が低い可能性があります。

昭和56年6月の建築基準法の改正により、耐震基準が強化され、概ね震度6強から7の地震でも倒壊しない構造となっております。

一方、それ以前に建てられた木造住宅は、耐震性が低い可能性があるため、是非耐震診断を行ってください。

STEP1 建築年月日の確認

昭和56年5月以前

STEP2 耐震診断

耐震性なし

判定結果の見方	総合評点	判定	耐震性
	1.5以上	倒壊しない	あり
	1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	
	0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	なし
0.7未満	倒壊する可能性が高い		

STEP3 耐震設計・耐震改修工事等

工事完了

耐震化完了

耐震性が低いままだと...

もし、家族や友人がいる時に地震が発生し、自宅が倒壊してしまったら...



倒壊して火災が起きたり、道を塞いだら...
誰かの救助の妨げになったら...

生存しても、家がなくなれば避難所生活。
プライバシーとか、健康面が心配...



誰かの「命」に関わってきます。

耐震化を行うにも費用の心配が...

県では、次の事業について、補助制度を用意しています。なお、市町村によって事業内容等が異なる場合がありますので、詳しくは「お住いの市町村」にお問合せください（裏面）。

【補助制度が利用できる木造住宅】

次の条件に全て該当する木造住宅が補助を利用することができます。

- ① 県内にあり、昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ② 木造在来工法で2階建て以下の住宅
- ③ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅（借家を除く）
- ④ 市町村が認める住宅

【耐震診断（無料）】

市町村に申込をすると、山梨県耐震診断技術者（建築士）が派遣され、住宅を調査し、地震に対する強度を診断します。診断後、総合評点が示され、説明を行ってくれます。

自己負担
0（ゼロ）

【耐震改修等】

耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合、耐震性がないため、耐震設計・耐震改修工事等を行う必要があります。

県では次の工事に対して補助制度を設けております。

① 耐震設計＋耐震改修工事

補助額：最大125万円

ただし、耐震改修工事費が限度となります。

② 建替え設計＋建替え工事

補助額：最大125万円

ただし、耐震改修工事費と建替え工事費を比べて低い額が限度となります。

耐震改修・建替
最大125万円
補助

住宅全体を耐震化することが困難な方に...

【耐震シェルター設置工事（最大36万円補助）】

1室の中にシェルターを設置する工事です。
総合評点が0.7未満の住宅が対象となります。



低コスト工法とは...

既存の壁や床、天井を最小限に解体することで補強できる、耐震改修工法の一つです。県では、この工法を習得してもらうため、改修事業者に研修会を開催しました。研修修了者は県ホームページに公表されていますので、参考にしてください。

【メリット】

- 工事費を抑えることができます
- 工期が短縮できます
- 工事中の生活への影響が軽減されます
- ゴミ（廃棄物）が少なくなります
- 費用が縮減されたことで他のリフォームができます

5 富士吉田市 ○邸

一般的な工法の場合 **総額 233万円**
 補助金 100万円
 自己負担額 133万円

低コスト工法の場合 **総額 165万円**
 補助金 120万円
 自己負担額 45万円

合理的な考え方が、施主の負担を減らします。

耐震改修工事費	約132万円
耐震改修設計費	約33万円
工事年度	2021年度
延床面積・築造年・階数	96.89㎡・昭和50年・2階建て

評点UP! **0.33→1.03** 工期短縮! **44日→25日**

【所有者のコメント】
 予算も限られていたが、費用が安く、補助金が出るということで予算の範囲内に収まったため、改修工事に踏み切れた。
 物の移動もあまりなく、カバーとかで済んだところもあった。カバーなども業者が丁寧にしてくれたので、家主の負担はなく、生活の支障はなかった。
 工事する中で直したい部分も出て、併せてリフォームもできた。(※リフォームは補助対象外になります)

【業者からのコメント】
 天井・床を壊さない分、傷つけないように配慮した。工期が短く済む分、一時的に別の住まいを確保してもらう手間を省くことができ、生活の支障はなかったことは良かったと思う。
 また、施主が生活しながらの工事が可能なので、工事中に確認したいことがすぐ確認できたので良かった。

押入れの天井、床、壁を残したまま最小限の壁を改修することで、工事費、工期を抑えることができます。

低コスト工法を採用した耐震改修事例も県ホームページでご覧いただけます。

市町村窓口一覧

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
甲府市 建築指導課	055-237-5828	早川町 振興課	0556-45-2517
富士吉田市 都市政策課	0555-22-1111	身延町 建設課	0556-42-4808
都留市 建設課	0554-43-1111	南部町 交通防災課	0556-66-3417
山梨市 都市計画課	0553-22-1111	富士川町 都市整備課	0556-22-7214
大月市 建設課	0554-20-1853	昭和町 都市整備課	055-275-8413
韮崎市 営繕住宅課	0551-22-1111	道志村 産業振興課	0554-52-2114
南アルプス市 管理住宅課	055-282-6397	西桂町 建設産業課	0555-25-2121
北杜市 住宅課	0551-42-1362	忍野村 建設課	0555-84-7793
甲斐市 建設課	055-278-1668	山中湖村 村土整備課	0555-62-9975
笛吹市 まちづくり整備課	055-261-3334	鳴沢村 振興課	0555-85-3083
上野原市 建設課	0554-62-3123	富士河口湖町 都市整備課	0555-72-1976
甲州市 建設課	0553-32-5071	小菅村 源流振興課	0428-87-0111
中央市 建設課	055-274-8553	丹波山村 振興課	0428-88-0211
市川三郷町 まちづくり推進課	055-272-1136		

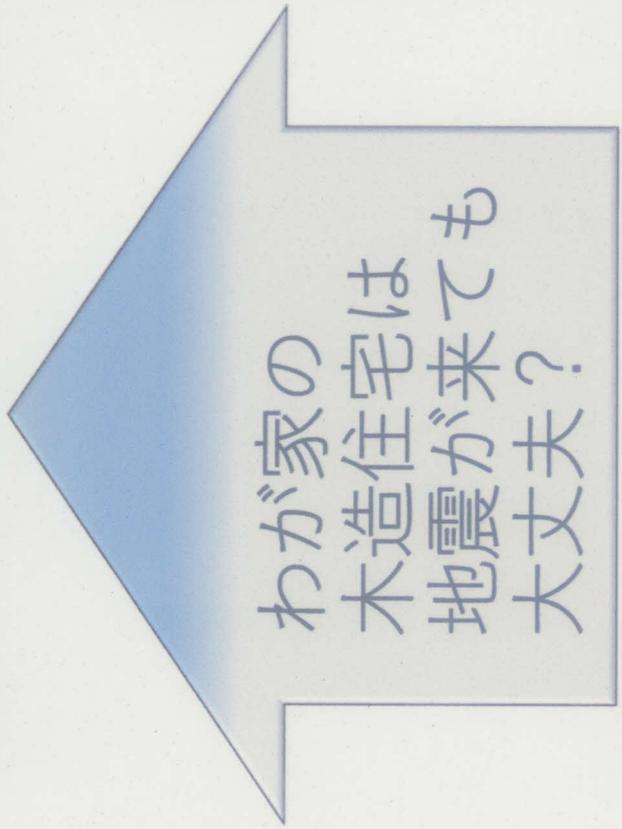


木造住宅の耐震化は知ることから始まります



お住いの木造住宅は、

「1981（昭和56）年5月31日以前に着工された木造住宅」ですか？
 それとも「1981（昭和56）年6月1日以降に着工された木造住宅」ですか？



「1981（昭和56）年5月31日以前に着工された木造住宅」と
 「6月1日以降に着工された木造住宅」は何が違うのか？

耐震基準	震度5強程度の中地震	震度6強から7程度の大地震
1981(昭和56)年5月31日以前 — 旧耐震基準 —	倒壊・崩壊しない	規定がない
1981(昭和56)年6月1日以降 — 新耐震基準 —	軽微なひび割れ程度	倒壊・崩壊しない

※2000(平成12)年には、新耐震基準をさらに強化した現行の耐震基準へ改正されています。
 耐震基準は、大きな震災が発生すると建築物の被害状況や原因を調査し、その結果を精査したうえで、法改正が繰り返されてきました。

「1981（昭和56）年5月31日以前に着工された木造住宅」は「**旧耐震基準**」で建築されていますが、「**耐震診断**」を行うことにより、地震に対する耐震性を**知る**ことができます。
 「**耐震診断**」は、お住いの市町村に申し込みをすると「**無料**」で受けることができます。
 ※無料の耐震診断を利用できる木造住宅には、条件があります。

「耐震診断」の結果、「**耐震性がない**」と判定された場合は、「**耐震改修や建替**」「**耐震シェルター設置(防災ベットの含む)**」などの工事を行う際に補助が受けられます。※耐震診断の結果により、補助制度の内容が異なる場合があります。

平成7年の阪神・淡路大震災において、死者数のうち約9割が建築物に起因するものであり、昭和56年以前に建築された現行耐震基準に適合しないと考えられる建築物で耐震性が不十分なものに多くの被害が見られました。

- 「木造住宅の耐震化」についての問合せ先：山梨県県土整備部 建築住宅課 (TEL: 055-223-1734) または お住いの市町村 建築住宅担当 まで
- 「やまなし住まいの安全・安心相談窓口」：(一社) 山梨県建築士会 (TEL: 055-233-5414)